

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※印欄は市役所が記入します。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。(異動のあった日の翌月の10日までに必着するように提出してください。)

平成 年 月 日		特別徴収義務者 給与支払者		所在地		〒		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
フリガナ		給与支払者		氏名(名称)		印		特別徴収義務者番号		個人番号		電話番号	
氏名		北海道北斗市長 様						異動の事由		1月1日以降の退職手当等の支払予定額		退職手当等の支払予定額	
1月1日現在の住所								異動後の未徴収税額の徴収		1. 特別徴収継続 新勤務先で徴収		円	
現住所		給与の支払を受けなくなった後の住所						1. 退職(普・障) 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育児休業 9. 他()		2. 一括徴収 全額を退職の際 徴収する		円	
								3. 普通徴収 本人が納付する		円		円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の理由		異動者印		現年度		異動入力点		事業所登録		納入書送付	
1. 異動が平成 年12月31日までで、申し出があったため。(月 日申出)		給与または退職手当等の支払予定年月日		※市		検		事業所登録		納入書送付	
2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。		支払予定日ごとの徴収予定額		市		点		事業所登録		納入書送付	
一括徴収できない理由(○を付けてください)		円		記		異動入力点		事業所登録		納入書送付	
1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため。		円		入		異動入力点		事業所登録		納入書送付	
2. その他(理由:)		一括徴収した税額は、 月 月 日) で納入します。		欄		異動入力点		事業所登録		納入書送付	
		★1月1日から4月30日の間に退職した方の未徴収税額については退職時の一括徴収が義務づけられています。				備考		事業所登録		納入書送付	

◎転勤・転職による特別徴収届出書(新しい勤務先の名称・所在地・月割額等を記載してください。)

月割額		〒		北斗市での特別徴収の実績が無い場合→	
円		所在地		特別徴収義務者番号	
月分から徴収し、納入する。		フリガナ		※個人番号	
		氏名		電話番号	
		氏名		(内線)	

- ご注意
- 「個人番号」の欄には特別徴収税額通知書に記載された個人番号(整理番号)を記載してください。
 - 転勤・転職等の場合は、新しい勤務先の名称・所在地・月割額等を必ず記載してください。
 - この異動届出書はNo.1を特別徴収義務者の控とし、No.2の1部を提出してください。なお、転勤等で特別徴収を継続する場合はNo.1の写しを新勤務先へ直接送付し、特別徴収税額の連絡をしてください。
 - 一括徴収の異動者印は、理由1の場合のみ押印してください。ただし、1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。